

第3次厚木市スポーツ推進計画策定方針

1 計画策定の趣旨

第2次厚木市スポーツ推進計画（以下「第2次計画」という。）の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする第3次厚木市スポーツ推進計画（以下「第3次計画」という。）を策定するものです。

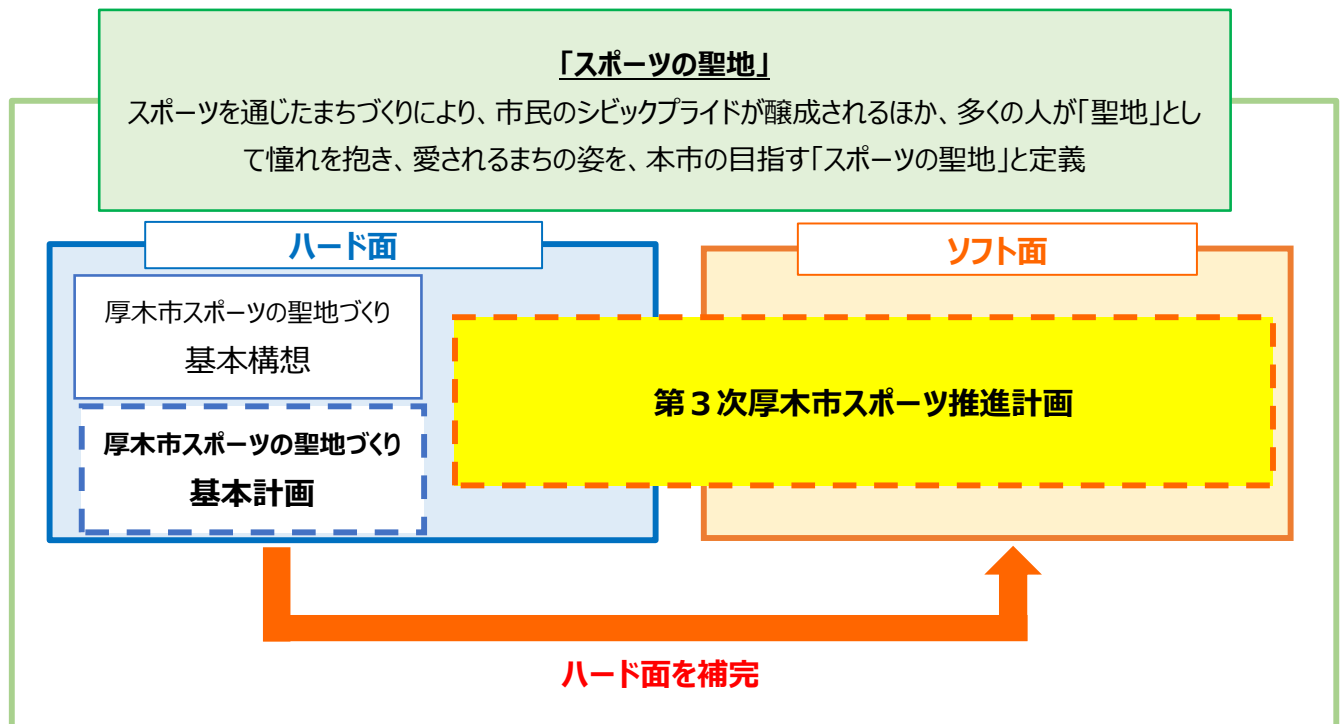
また、第3次計画では、第2次計画で基本理念として掲げた「生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり（スポーツ王国の確立）」を継承し、スポーツをする人、みる人、支える人、これらのスポーツに関わるすべての人たちが、共にスポーツの持つ多様な価値を享受し、スポーツをきっかけに多くの人が本市に「聖地」としての憧れを抱き、市民のシビックプライドが醸成される、いつまでも愛されるまちの創造を目的とします。

スポーツの聖地の定義

市民スポーツを始めとした「スポーツ活動の推進」、スポーツボランティアの活用などの「スポーツ活動を支える仕組みづくり」等を通して、誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる地域社会の実現を目指します。また、トップアスリートのプレーを間近に感じられる「スポーツ環境の整備」を通して、人の流れとまちのにぎわいを創出することで、更なる地域活性化を図るとともに、トップアスリートの応援などを通して、市内外の人々がスポーツの熱気や感動を分かち合いながら、心が熱くなるような一体感を感じられるまちづくりを目指します。

こうしたスポーツを通じたまちづくりにより、市民のシビックプライドが醸成されるほか、多くの人々が「聖地」として憧れを抱き、愛されるまちの姿を、本市の目指す「スポーツの聖地」と定義します。

図1 本市のスポーツ施策の体系



※「厚木市スポーツの聖地づくり基本構想」及び「厚木市スポーツの聖地づくり基本計画」については、スポーツの聖地づくりに向けたハード面の施策を補完するものとします。

2 計画の位置付け

第3次計画は、スポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」に位置付け、国のスポーツ基本計画を参酌し策定するとともに、第11次厚木市総合計画に示す目標を実現するための具体的な取組等を定めた個別計画とします。

なお、ハード面での施策については、令和7年度に策定する「厚木市スポーツの聖地づくり基本計画」で詳細に示すものとします。

図2 計画の位置付け



3 計画策定についての基本的な考え方

第3次計画の策定に当たっては、第2次計画の成果と課題を検証し、これまでの社会状況の変化などに留意しながら、厚木市スポーツ推進審議会、市民アンケート及びパブリックコメントの市民参加手続を実施し、市民の意見を取り入れた計画とします。

4 計画期間

第3次計画の計画期間は、令和9年度から令和17年度までの9年間とします。なお、国のスポーツ基本計画の策定期間などに合わせて、必要に応じ見直しを行います。

5 計画策定に当たって考慮すべき視点

スポーツは、人生に楽しさや喜びをもたらす「世界共通の人類の文化」であり、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進や、地域社会の再生・活性化に大きく寄与するものです。市民を始めとする多くの人がスポーツに興味・関心を持ち、こうしたスポーツの価値を享受できる環境づくりにより、市民のシビックプライドが醸成されるほか、多くの人が「スポーツの聖地」として憧れを抱き、愛されるまちの姿を実現することを目的として、次の視点を考慮するものとします。

(1) 誰もがスポーツを楽しめるまちの実現

スポーツを気軽に楽しみたい層から競技志向で本格的に取り組みたい層に至るまで、誰もが自由にスポーツに親しめるまちを実現する必要があります。また近年、市内でも愛好者が増加しているモルック※¹や厚木市発祥のニュースポーツであるセストシューター※²等の普及啓発に取り組むとともに、時代に合わせて新たな競技を取り入れ、多様なレベルやニーズに応じたスポーツ機会の拡充を推進していく必要があります。

(2) 未来を担うこどもの健全育成

こどもの頃からスポーツに親しみ、体を動かす習慣を身に付けることは、心身の発達や成長が促されるだけではなく、何事にも意欲的に取り組む態度や積極性が育まれ、かつ社会性が身に付くなど、様々な効果があります。こどもたちがスポーツを楽しみながら、心身共に健やかに成長できるよう、活動機会の充実を図る必要があります。

(3) 健康で活力に満ちた長寿社会の実現

超高齢社会が進展する中、心身の健康の保持増進を図り、活力に満ちた長寿社会を実現するために、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する必要があります。

※1 木の棒「モルック」を投げて「スキttl」と呼ばれる数字の書かれた木のピンを倒し、ちょうど50点を目指す、フィンランド発祥のニュースポーツ。

※2 本市において令和6年に完成した非接触型のニュースポーツで、「シューター」2人と「ディフェンダー」2人の4人1チームで、バスケットボールのように得点を競い合うスポーツ。

（４）スポーツを通じた共生社会の実現

年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが一緒にかつ気軽に楽しめるスポーツ活動を推進し、スポーツを通じた交流やコミュニケーションの促進による相互理解を図ることで、共生社会を実現していく必要があります。また、パラスポーツの体験会等を通して、障がい者スポーツに対する理解の促進に取り組む必要があります。

（５）誰もが利用しやすいスポーツ施設の提供

市内スポーツ施設の老朽化が進む中で、誰もが利用しやすい施設の提供に向けて、必要に応じて既存施設の改修を実施し、機能性・快適性の向上を図るとともに、市民のニーズや利便性、安全性を考慮した施設の拡充に取り組む必要があります。

（６）トップアスリートのプレー等を身近に感じられる環境づくり

トップアスリートやトップリーグの試合を観戦できる環境が十分に確保できていない状況を踏まえて、様々な規模のスポーツイベントを開催できる新規スポーツ施設の充実に向けた取組を推進していくとともに、トップアスリートの試合や全国大会等の誘致を促進していく必要があります。

（７）未来を担うスポーツ人材の育成

競技スポーツのアスリートやアスリートを目指す人々、また市内のスポーツ活動を支える指導者やボランティア等への支援を通して、市内のスポーツ活動を牽引していく人材の育成に取り組む必要があります。

（８）SDGs（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、スポーツ団体や企業、地域等とスポーツを通じたコミュニケーションによって社会課題を共有し、課題の解決に向けて、SDGsの理念や目標を踏まえた取組を一体的に進める必要があります。

6 策定体制

（１）厚木市スポーツ推進審議会（附属機関）

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者から構成された審議会が計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議し答申します。

（２）厚木市スポーツ推進計画推進委員会（庁内検討組織）

厚木市の課長職により構成した組織が推進計画の策定に関する事項を検討、協議します。

（３）市民参加手続

計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく市民アンケートやパブリックコメントなど、多様な手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。

7 進行管理

P D C Aサイクルに基づき、本計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を厚木市スポーツ推進審議会において継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど、計画の実効性を確保します。

8 策定スケジュール

計画の策定に当たっては、次のスケジュールのとおり、計画的に取り組を進めます。

図3 スケジュール

	令和7年度												令和8年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定状況						■策定方針													■計画（案）					■計画（原案）
																								■計画策定
庁内検討			厚木市スポーツ推進計画推進委員会での検討																					
附属機関																			■スポーツ推進審議会 答申					
																			■スポーツ推進審議会 諮問					
市民参加						アンケート調査 →																		パブリックコメント →